

令和7年度 第二浄水場ほか浄水池清掃等業務委託 特記仕様書

第一章 一般的事項

第1条 適用

本特記仕様書は、「第二浄水場ほか浄水池清掃等業務委託（以下「本業務という。」）」に適用する。

第2条 業務目的

本業務は、第二浄水場及び第三浄水場ほかの池状構造物の清掃及び取水施設の清掃業務を行い、工業用水の安定供給に寄与するものである。

第3条 提出書類

受注者は、別紙1「提出書類一覧」に示す書類を監督職員に提出しなければならない。

第4条 主任技術者

主任技術者は、業務の履行にあたって、常に安全に留意し、事故の未然防止に努めなければならない。

第5条 業務実施計画書

- 1 受注者は、業務実施計画について書面にて監督職員の承諾を得なければならない。これに変更が生じた場合も同様とする。
- 2 業務実施計画書には、次の事項を記載するものとする。ただし、監督職員が了承した事項については、省略することができる。
 - (1) 計画工程表
 - (2) 現場組織表
 - (3) 施工方法（手順、配置、仮設備計画を含む）
 - (4) 施工管理計画
 - (5) 使用する機械の種類、名称、性能
 - (6) 安全対策
 - (7) 緊急時の体制及び対応
 - (8) 作業員名簿
 - (9) 車輛、人員等配置計画図、仮設配置図
 - (10) その他業務に必要な事項

第6条 業務実施

- 1 業務実施計画書を事前に監督職員の承諾を得たうえで業務に着手する。
- 2 事前に図面等で作業場所の周辺状況を把握し、必要な資料などを準備するとともに作業中も携帯する。
- 3 作業場所の周囲や、工業用水道施設などに損傷を与えないよう十分留意する。
- 4 道路その他工作物を汚損させないこと。汚損させた場合には、作業終了の都度、洗浄・清掃する。
- 5 騒音規制法、振動規制法および公害防止関係法令に定める規制基準を順守するために必要な措置を講じる。
- 6 作業に使用する機材等は常に点検し、十分な整備を行う。
- 7 作業時間は、発注者の執務時間内に行うことを原則とする。また、関係機関などから作業期間や時間帯について条件が付された場合には、当該条件を厳守する。
- 8 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物などを搬出し、作業場所の清掃に努める。

第7条 守秘義務

当該施設・当該業務に関して業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び契約の終了後においても同様とする。

第8条 安全管理

- 1 労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、業務上守らなければならない安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生の防止に努めなければならない。
- 2 作業場所及びその付近で行われるほかの工事などがある場合には、常に協力して安全管理に支障がないように措置を講じる。
- 3 作業にあたり、安全上の障害が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、発注者に書面により報告を行い、追加措置について協議しなければならない。

第9条 業務の再委託

本業務において、全部又は一部を第三者に委託し、または請負わせてはならない。

ただし、清掃・運搬を目的とした車両機器等のリースにおいてはこの限りではない。その場合は、書面により監督職員の承諾を得るものとする。

第10条 疑義

受注者は、本設計図書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ定めるものとする。

第二章 個別的事項

第1条 履行箇所

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 第二浄水場 | 北上市相去町谷木地内 |
| 2 第二浄水場取水塔 | 北上市相去町谷木地内 |
| 3 第二浄水場金ヶ崎配水池 | 胆沢郡金ヶ崎町西根大森地内 |
| 4 第三浄水場 | 北上市北工業団地地内 |
| 5 第三浄水場取水口 | 北上市二子町坊館地内 |
| 6 北上急速ろ過施設 | 北上市北工業団地地内 |
| 7 金ヶ崎急速ろ過施設 | 胆沢郡金ヶ崎町西根森山地内 |

第2条 業務概要(数量は少数第1位を四捨五入し、整数表記とする。汚泥運搬量は予定数量である。)

1 第二浄水場

- | | |
|----------------|---|
| (1) 沈砂池(1池・2池) | 高圧洗浄(床) 219m ² , 高圧洗浄(壁) 456m ² |
| (2) 1・2池沈殿池 | 高圧洗浄(床) 847m ² , 高圧洗浄(壁) 2,427m ² , 仮設ポンプ排水1式 |
| (3) 3池沈殿池 | 高圧洗浄(床) 412m ² , 高圧洗浄(壁) 1,205m ² , 仮設ポンプ排水1式 |
| (4) 取水塔 | 土砂除去1式 |

2 第二浄水場金ヶ崎配水池

- | | |
|------------|---|
| 配水池(1池・2池) | 高圧洗浄(床) 659m ² , 高圧洗浄(壁) 1,199m ² , 汚泥運搬 90m ³ |
|------------|---|

3 第三浄水場

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 着水井 | 高圧洗浄(床) 26m ² , 高圧洗浄(壁) 120m ² |
| (2) 沈殿池(1池・2池) | 高圧洗浄(床) 556m ² , 高圧洗浄(壁) 2,862m ² , 仮設ポンプ排水1式 |
| (3) 取水口(3・4号ポンプ側) | 土砂除去1式 |

4 北上急速ろ過施設

- | | |
|------------|---|
| 配水池(1池・2池) | 高圧洗浄(床) 261m ² , 高圧洗浄(壁) 429m ² |
|------------|---|

5 金ヶ崎急速ろ過施設

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| (1) (第一期) 汚泥濃縮槽 | 仮設ポンプ排水1式, 汚泥運搬 33m ³ |
| (2) (第二期) 汚泥濃縮槽 | 仮設ポンプ排水1式, 汚泥運搬 35m ³ |

第3条 履行時期(予定)

各施設の履行時期は別添「業務工程表(案)」に示すとおりとする。

なお、詳細日程等については監督職員と協議のうえ決定するものとする。

第4条 業務内容

1 池状構造物の清掃業務(凝集池等、沈殿池等)

- (1) 発注者が行う排水操作に併せ、池内に仮設ポンプを設置し、排水を行う。
- (2) 池内の水を抜いた状態で、高圧洗浄機により床面堆積物及び壁面の付着物を放水により洗浄し、発生汚泥などを池外へ排出する。また、附帯設備に付着した汚泥も放水等により洗浄する。
- (3) 高圧洗浄機の使用にあたっては、高圧により施設や附帯設備を損傷させることのないよう、吐出圧に留意する。また、高圧洗浄機で使用する洗浄水には、清掃対象でない沈殿池等から汲みあげた水を使用する。

2 取水施設の清掃業務

取水施設内の堆砂やゴミ等の排除及び積込みを行う。なお、取水施設内の排水は発注者が行う。

3 汚水・汚泥運搬業務(沈殿池等、配水槽等)

清掃業務等で発生した汚泥等は、汚泥吸排車等で吸引し、別紙2に示す施設へ排出する。

第5条 留意事項

1 共通事項

(1) 汚水・汚泥運搬

ア 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)並びに関係法令に基づき廃棄物を適正に運搬しなければならない。

イ 受注者は、本業務に係る契約締結後、遅滞なく産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを発注者に提出しなければならない。なお、後日、許可事項に変更が生じた場合も同様とする。

ウ 廃棄物の管理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)第13条の2第1項に規定する情報処理センター(以下「情報処理センター」という。)を使用することを標準とする。ただし、発注者もしくは受注者の状況により情報処理センターの使用が不可能である場合には同法第12条の3の規定に基づき、産業廃棄物管理票を使用するものとする。

(2) 酸素濃度測定の実施

大気解放されていない池内に立入る場合、酸素濃度測定を実施するものとし、必要に応じて換気等の必要な措置を行うこと。

(3) 備品などの使用

本業務の施工に必要な備品、消耗品等は以下のものを除いて全て受注者の負担とする。

ア 施工用電力・・・第二浄水場－取水塔のみ

イ 床上操作式クレーン(定格荷重2.8t)・・・第二浄水場－取水塔のみ

ウ 堆砂排除用バケット・・・第二浄水場－取水塔のみ

(4) 検針日との調整

原則、検針日には清掃等作業を実施しないこととする(ただし、資機材事前準備等は可)。

令和7年度における業務期間中の検針日は、8/1(金)、9/1(月)、10/1(水)、11/4(火)、12/2(火)を予定している。

2 第二浄水場

(1) 沈砂池及び沈殿池

1池ずつの施工を標準とする。

(2) 混和池

薬品が直接肌等に触れないよう、留意のこと。

(3) 取水塔

ア 施工は、発注者と河川管理者の協議後に実施するものとし、発注者指定の日を標準とする。

イ 土砂の運搬業務に用いる汚泥吸排車等は、河川管理用道路に設置することを標準とする。

ウ 汚泥吸排車等は、次の距離を排送可能な仕様とする。

汚泥吸排車等－取水塔間距離表

各 地 点	距 離	
	水 平	垂 直
汚泥吸排車等 ～ 橋台	3.5 m	1.8 m
水管橋	83.0 m	－
取水塔内 ～ 土砂吸引場所	2.9 m	15.3 m
合 計	89.4 m	17.1 m

3 第二浄水場金ヶ崎配水池

配水池

(1) 1池ずつの施工を標準とする。

(2) 前項 1 共通事項 (1)汚水・汚泥運搬に基づき行うこと。

4 第三浄水場

- (1) 混和池
薬品が直接肌等に触れないよう、留意のこと。
- (2) 沈殿池
1 池ずつの施工を標準とする。

5 北上急速ろ過施設

- 配水池
1 池ずつの施工を標準とする。

6 金ヶ崎急速ろ過施設

- 濃縮槽（第一期及び第二期）
前項 1 共通事項 (1)汚水・汚泥運搬に基づき行うこと。

7 関連工事等との調整

受注者は、発注者が別に発注した工事等と作業場所が隣接、または交錯する場合には、常に相互協調して安全管理に支障が発生しないように努めなければならない。

なお、令和7年度予定している工事等は以下のとおり。

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| (1) 第二浄水場ほか除草等業務委託 | 5月～12月予定 |
| (2) 第二浄水場取水塔 No.1 取水ゲート補修工事 | 8月～12月予定 |
| (3) 第二浄水場2池沈殿池フロキュレーター分解等補修工事 | 10月～12月予定 |
| (4) 第二浄水場2池沈殿池コンクリート構造物補修工事 | 10月～12月予定 |
| (5) 第三浄水場1池中心掻寄機補修工事 | 9月～10月予定 |
| (6) 第二浄水場金ヶ崎配水池劣化度調査業務委託 | 10月予定 |

※(3)～(6)の工事、業務委託については、本業務での抜水・清掃作業に併せた現地施工、調査を予定している。

(3)、(4)の工事に伴い、第二浄水場沈殿池の清掃順序予定は、3池→1池→2池とする。

なお、詳細日程等については各工事等契約後に協議のうえ決定するものとする。

(5)の工事に伴い、第三浄水場沈殿池の清掃順序予定は、2池→1池とする。

提 出 書 類 一 覧

No.	様式名	作成別	宛名	部数	提出期限
1	業務打合簿	監督職員	主任技術者	2	その都度
		主任技術者	監督職員		
2	業務工程表	受注者	発注者	1	契約締結後 7 日以内
3	主任技術者通知書	受注者	発注者	1	契約後遅滞なく
4	主任技術者経歴書	本人	—	1	契約後遅滞なく
5	産業廃棄物 収集運搬業許可証（写し）	受注者	発注者	1	契約後遅滞なく
6	業務実施計画書	主任技術者	監督職員	2	契約締結後 15 日以内
7	業務完了報告書	受注者	発注者	1	業務を完了したとき
8	業務成果引渡書	受注者	発注者	1	引渡のとき
9	履行期間の変更請求書	受注者	発注者	1	変更を必要とするとき
10	事故報告書	主任技術者	監督職員	1	事故が発生したとき

【備 考】

提出書類は指定のない限り全て A4 版とし、様式は契約書で指定するもの以外は任意とする。

業務報告書に添付する写真については、各施設・各清掃区分ごとに撮影するものとし、代表的なもののみを添付すること。その他撮影写真については電子媒体による提出とする。

汚 水 ・ 汚 泥 等 運 搬 一 覧 表

施 設 名	発 生 元	運 搬 先	備 考
第二浄水場	沈砂池	構内空き地又は 天日乾燥床	排出する区画は監督職員の指示による。
	凝集池 沈殿池	構内汚泥池	汚泥等を排出する際は、フィルター等に透過させ、砕石等を池に排出しないよう措置を行う。
	取水塔	構内空き地又は 天日乾燥床	清掃前の排水は、発注者が可能な限り既設ポンプを用いて排出する。 排出する区画は監督職員の指示による。
第二浄水場 金ヶ崎配水池	配水池	第二浄水場汚泥池 又は天日乾燥床	汚泥等を排出する際は、フィルター等に透過させ、砕石等を池に排出しないよう措置を行う。
第三浄水場	着水井	第二浄水場空き地 又は天日乾燥床	排出する区画は監督職員の指示による。
	凝集池 沈殿池	構内排泥池	汚泥等を排出する際は、フィルター等に透過させ、砕石等を池に排出しないよう措置を行う。
	取水口	第二浄水場空き地 又は天日乾燥床	排出する区画は、監督職員からの指示による。
北上 急速ろ過施設	配水池	構内排水地	汚泥等を排出する際は、フィルター等に透過させ、砕石等を池に排出しないよう措置を行う。
金ヶ崎 急速ろ過施設 (第一期・第二期)	濃縮槽	第二浄水場 天日乾燥床	排出する区画は、監督職員からの指示による。

施設	清掃箇所	令和7年8月																														備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
第二浄水場	取水塔	金																				取水・清掃・点検・止水										
	沈砂池1																															
	沈砂池2																															
	1.2池混和池																															
	1沈殿池																															
	2沈殿池																															
	1.2池流出渠																															
	3池沈殿池・混和池・流出渠																															
	着水井																															
	混和池																															
第三浄水場	流出渠																															
	1池沈殿池																															
	2池沈殿池																															
	取水口(3・4号機)																															
北上ろ過施設	配水池1池																															
	配水池2池																															

施設	清掃箇所	令和7年8月																														備考	
		1 月	2 火	3 水	4 木	5 金	6 土	7 日	8 月	9 火	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日	15 月	16 火	17 水	18 木	19 金	20 土	21 日	22 月	23 火	24 水	25 木	26 金	27 土	28 日	29 月	30 火		
第三浄水場	取水井	段取り	取水・清掃・点検・止水																														
	混和池								清掃・点検																								
	流出渠																	清掃・点検															
	1池沈殿池																取水・清掃	清掃・点検															
	2池沈殿池								取水・清掃	清掃・点検																							
	取水口(3・4号機)										充水	確認																					
北上ろ過施設	配水池1池																													取水・清掃・点検	充水・確認		
	配水池2池																																

施設	清掃箇所	令和7年10月																														備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
第二浄水場	取水塔	水																														
	沈砂池1																															
	沈砂池2																															
	1.2池混和池																															
	1沈殿池																															
	2沈殿池																															
	1.2池流出渠																															
	3池沈殿池・混和池・流出渠																															
北上ろ過施設	配水池1池																															
	配水池2池																															

業務工程表(案) 2/2

施設	清掃箇所	令和7年11月																														備考
		1 土	2 日	3 月	4 火	5 水	6 木	7 金	8 土	9 日	10 月	11 火	12 水	13 木	14 金	15 土	16 日	17 月	18 火	19 水	20 木	21 金	22 土	23 日	24 月	25 火	26 水	27 木	28 金	29 土	30 日	
金ヶ崎配水池	配水池1池				午後 5時 ～ 6時	排水・清掃	清掃・ 劣化診断	点検・ 劣化診断		点検・ 劣化診断	点検・ 劣化診断	点検・ 劣化・駆逐																				
	配水池2池																	排水・清掃	清掃・ 劣化診断	点検・ 劣化・駆逐 劣化診断	点検・ 劣化・駆逐 劣化診断											

施設	清掃箇所	令和7年12月																														備考
		1 月	2 火	3 水	4 木	5 金	6 土	7 日	8 月	9 火	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日	15 月	16 火	17 水	18 木	19 金	20 土	21 日	22 月	23 火	24 水	25 木	26 金	27 土	28 日	29 月	30 火	
金ヶ崎ろ過施設	第一期 汚泥濃縮槽		午後 5時 ～ 6時	排水・清掃・ 点検・劣化	排水・清掃・ 点検・劣化																											
	第二期 汚泥濃縮槽																															